

令和 7 年 7 月 1 日

地域計画を下記のように変更予定です。

理由: 地域計画区域からの除外(宅地への農地転用)

この件に関してのお問合せ等は、下記担当までご連絡ください。

阿賀野市産業建設部農林課
阿賀野市農業委員会事務局

市町村名 (市町村コード)	阿賀野市 (15223)
地域名 (地域内農業集落名)	水原地区安野 (上山口、中山口、下山口)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当区域は、水田地域で、主に水稻の栽培を行っている。

農業者の平均年齢67.7歳と農業者の高齢化により離農者が増えており、今後離農を含む規模縮小を考えている農業者が多い。後継者不足が深刻化することが想定され、将来の担い手をどう確保するか課題である。また、農地が分散しているため、担い手への農地の集積・集約が必要である。

主な作物: 水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業者はできるだけ現状維持に努め、その後は地域内の中心的な担い手へ農地の集積を図る。また、担い手が不足する場合は、区域外の新規就農者や法人等多様な経営体へ農地を貸し付け、農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	110.58 111.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	110.58 111.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積・集約を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、農業者の経営状況に応じて段階的に集約を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業者等のニーズを踏まえ、ほ場整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
区域内外から多様な経営体を確保するため、市町村・農業委員会などの関係機関と連携して相談体制を確立する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稻栽培における農作業の効率化・合理化を図るため、必要に応じ受託組織や担い手へ作業を委託し、荒廃農地の発生を防止する。

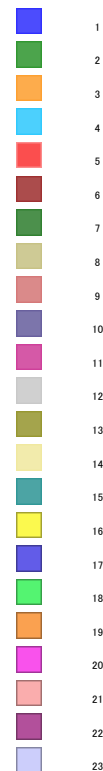
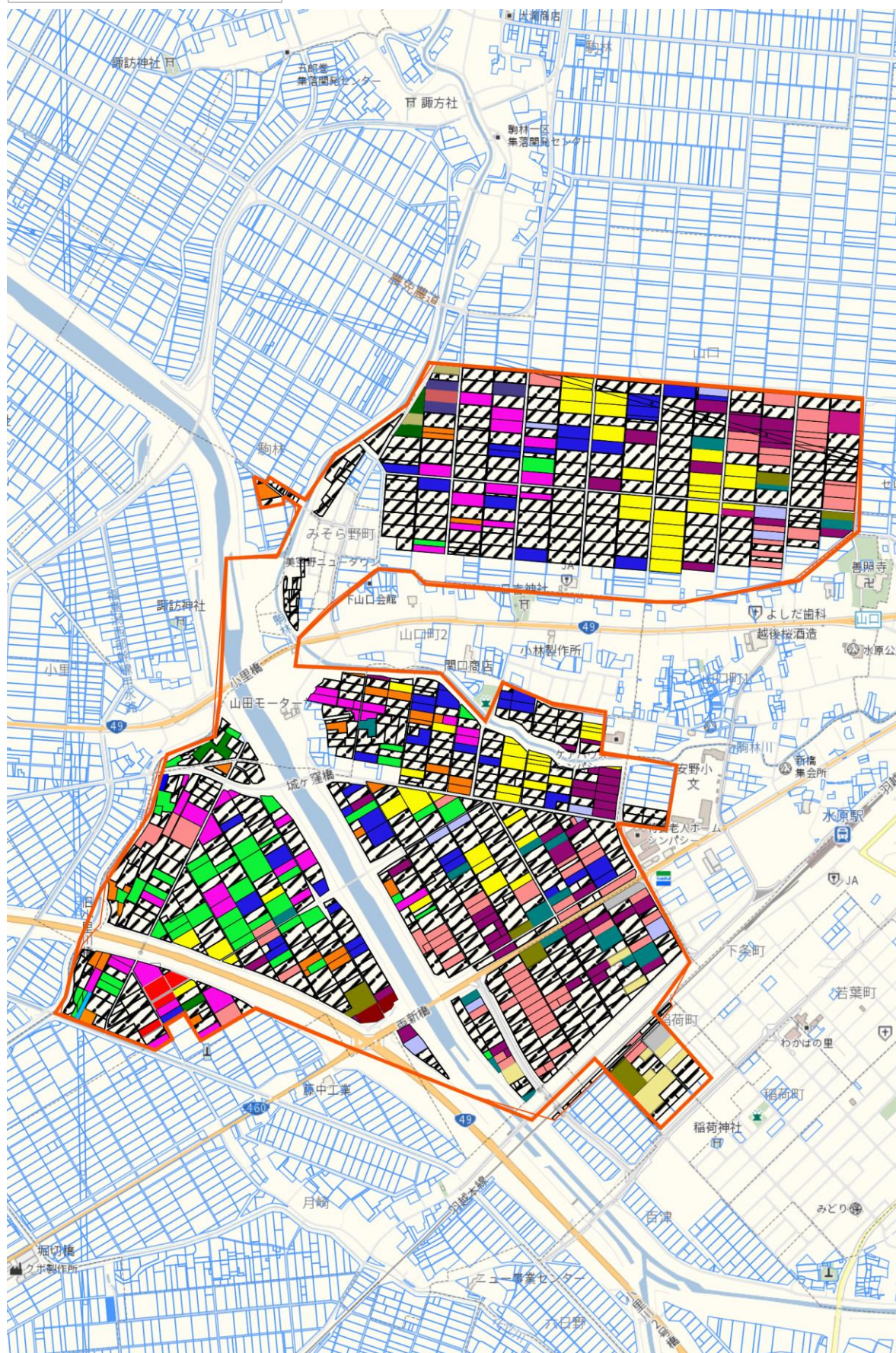
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を進める。
 ⑧出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。

【お問合せ先】
 阿賀野市産業建設部農林課
 TEL:0250-61-2478

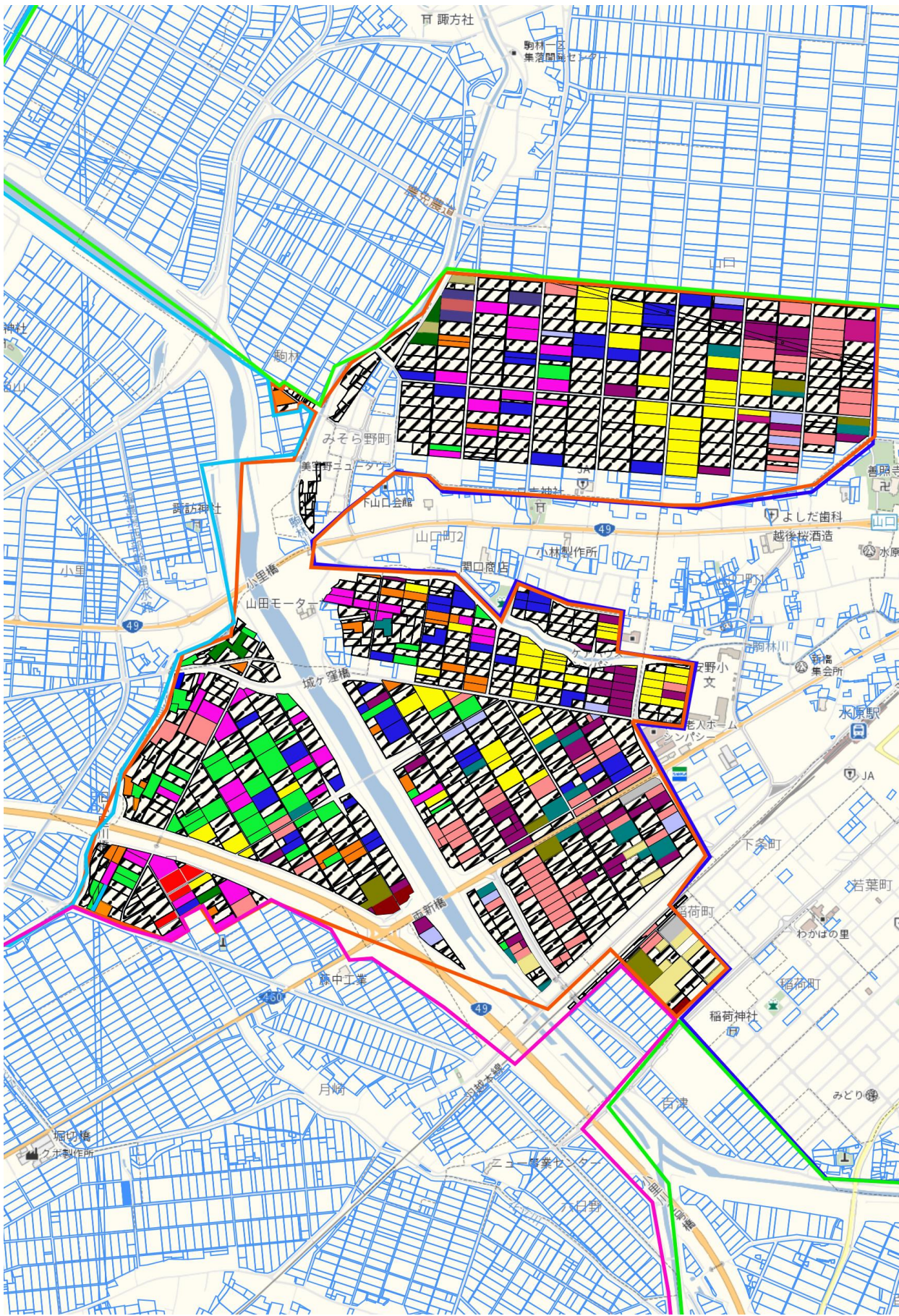


■ 地域計画の範囲は、色付け・ で表記している箇所です。

■ 地域計画内の認定農業者・認定新規就農者の農地は色付け、基本構想水準達成者・利用者等農地は で表記しています。

水原地区安野

【 变更前 】



- | | |
|---|----|
|  | 1 |
|  | 2 |
|  | 3 |
|  | 4 |
|  | 5 |
|  | 6 |
|  | 7 |
|  | 8 |
|  | 9 |
|  | 10 |
|  | 11 |
|  | 12 |
|  | 13 |
|  | 14 |
|  | 15 |
|  | 16 |
|  | 17 |
|  | 18 |
|  | 19 |
|  | 20 |
|  | 21 |
|  | 22 |
|  | 23 |

■ 地域計画の範囲は、色付け・で表記している箇所です。

■ 地域計画内の認定農業者・認定新規就農者の農地は色付け、基本構想水準達成者・利用者等農地はで表記しています。

■ 地域計画の範囲は、色付け・で表記している箇所です。

■ 地域計画内の認定農業者・認定新規就農者の農地は色付け、基本構想水準達成者・利用者等農地はで表記しています。